

## 社会的規範からの逸脱行動の様相と類型 —社会的規範の普遍性と可変性に関する研究（1）—

中村 慎佑<sup>\*1</sup> 西迫成一郎<sup>\*2</sup> 森上 幸夫<sup>\*3</sup> 桑原 尚史<sup>\*4</sup>

### 要　旨

本研究においては、人がいかなる社会的事象を社会的規範からの逸脱行動としてとらえているかを問題とした。まず、予備調査において、社会的規範からの逸脱行動として考えられている項目を収集した。次に、収集された項目に対して、どの程度、社会的規範から逸脱していると思われるかについて評定することを求め、そして、社会的規範からの逸脱行動を整理し分析することを目的とした。

因子分析を行った結果として、社会的規範からの逸脱行動は、1) 非人道性、2) 反公共性、3) 非勤勉性の3つの状況の違いとして分類されることが見出された。

## An Analysis of the Deviant Behavior from Social Norms —Universality and Variability in Social Norms (1)—

Shinsuke NAKAMURA Seiichiro NISHISAKO

Yukio MORIKAMI Takashi KUWABARA

### Abstract

This study investigated the deviant behavior from social norms. Through a pilot examination, we collected 701 situations involving deviant behavior. Then we employed 436 (218 male and 218 female) undergraduate students as subjects. These undergraduates completed a questionnaire rating the degree of deviation from the social norm in situations involving deviant behavior. Next, we carried out a factor analysis of these 45 situations.

Results showed that the social norms were classified into three types: 1) inhumanity, 2) anti-social, and 3) lack of diligence.

Key words: social norms, deviant behavior, social justice, morality.

<sup>\*1</sup> 関西大学大学院総合情報学研究科

<sup>\*2</sup> 相愛大学人文学部

<sup>\*3</sup> 大阪国際大学人間科学部

<sup>\*4</sup> 関西大学総合情報学部

## 問題の所在

### 1. はじめに

近年、耐震偽装や食品偽装をはじめとした相次ぐ企業の不祥事による不信感を背景として、会社の社会的責任（corporate social responsibility）や法令遵守を規定するコンプライアンス（Compliance）を定める組織が増加している。我々の身近なところでも、電車内の迷惑行為やゴミの不法投棄、あるいは道路上での歩きタバコといった個人の問題行動がメディアを通じてたびたび指摘されている。こうした問題を受けて、一部の地域で道路上における路上喫煙が条例により禁止され、違反者には過料が科されるなど、以前にも増してルールやマナーなどの規範に対する関心が高まりを見せている。

### 2. 社会的規範の多様性

一般的に規範（norm）というと、1) 法律や条例のように制度化された法規範、2) 企業や大学などの特定の社会集団の中において行動の指針となる行動規範、3) 大学のサークルや友人同士などの集団における集団規範、4) 社会的慣習や常識のように多くの人々の間で共有されている慣例にもとづく規範、5) 個人の習慣や正当世界信念のように長年の生活において形成され身体化された上で個々人が有する内面化された規範などがあげられる。その意味においても、社会的規範（social norms）は広義の意味を包含していると考えられる。

### 3. 社会的規範の曖昧性と潜在性

こうした社会的規範は、必ずしも明示的あるいは顕在的であるとはいがたい。規範的影響（normative influence）をもつ常識について、石井（2005）は常識と非常識の境界の曖昧性を指摘し、常識と非常識との間にどちらとも判断しがたい未決定領域を設けて考察している。さらに、常識の規範的側面に関する社会心理学上の研究成果はまだ少ないとし、その理由として、常識がそれほど規範らしくみえないことあげている。それは、偶然に同じ電車に乗り合わせた他者に対して必要以上に目視しないという場面のように、Goffman（1963）の述べる儀礼的無関心（civil inattention）をみると理解できる。

集団と規範に関して、Merton（1949）は準拠集団を論じる際に、のちに自分が所属するであろう集団がもっている価値観や社会的規範を予め学習し内面化する過程を予期的社会化（anticipatory socialization）としてとらえるなど、集団と社会的規範について考察している。習慣や慣習に関しては、Weber（1922）の述べるとおり、法のように明示的ではないが、理由はどうあれ所属している集団において、多数の人々が遵守する事柄であることから、他のメンバーもそれを遵守するであろうと予期するものとしている。他方で、こうした社会的規範は、多様な事柄を包含してはいるが、通常はそれほど意識されないことも事実である。社会的規範

の存在は、主として社会的規範からの逸脱行動がみられたときに明確さを帯びて顕在化する。それは、たとえば、駅に車を駐車する際、駅前の駐車場を利用する事が当然と考えられている状況において、誰かが駐車禁止区域の道路上に駐車する場面を目撃することにより、社会的規範から逸脱した行動としてとらえることとなる。

#### 4. 社会的規範の非普遍性と可変性

ここで述べるところの社会的規範からの逸脱行動とは、分析の対象となる当該の社会あるいは集団において、多数の人々によって共有されている規範的な予期を裏切るような侵犯的な行動をいう。そこでは、社会的規範からの逸脱行動が目撃されると、「そのやり方は問題がある」として反感をかい、その多くの場合は非難の対象となる。ここで、分析対象となる当該の社会と限定している点については、もちろん、ある社会において社会規範からの逸脱行動とみなされることが、別の社会においては社会的規範からの逸脱行動とはみなされない場合があるからに他ならない。この点に関して、Durkheim (1895) の視点に依拠すれば、法や道徳というものは、社会の違いで異なるだけではなく、同一の社会集団であったとしても様々な条件次第で十分に変化しうるということである。Axelrod (1986) もまた同様に、社会的規範は時代によりその内容が変化するとし、Weber (1922) も、今日ある行動が慣習であったとしても、ずっと以前には慣習ではなかった時代もあると述べ、慣習が有する曖昧さという1つの特徴を指摘している。それは、たとえば、日本人がもつ法的意識について川島 (1967) が述べるように、日本人には権利という法意識が欠如しているとした上で、自動車の優先通行権を例にあげ、日本では権利本位ではなく義務本位の観念が浸透しているという指摘に一例を求めることができる。したがって、社会的規範は非普遍的または可変的であるといえよう。

#### 5. 逸脱行動

社会的規範および逸脱行動に関しては、社会病理学、逸脱行動論および犯罪心理学をはじめとした各領域で多面的に研究されている (e.g., 鮎川, 2006; Hirshi, 1969; 大村・宝月, 1979; Shoham, 1976; 徳岡, 1997)。

その1つとして、Hirshi (1969) による非行の研究がある。Hirshi (1969) は、逸脱行動を分析するための視点を、統制理論 (control theories), 緊張理論 (strain theories), 文化学習理論 (cultural leaning theories) の3つに大別している。統制理論では、逸脱とは人間の根源的な衝動として起こり得るものであるが、通常はそうした衝動を統制するための機能しているという。したがって、何らかの要因により、統制が出来なくなったり際には、逸脱行動に動機付けられるというのである。緊張理論では、日々の生活で生じる自身の緊張や葛藤を解消しようという働きかけに際して、社会集団の多数の構成員が予期しない方向に対して解消のための行動が生起する場合があるという。文化学習理論では、すでに逸脱行動を行っている他者をモデルにして逸脱行動を行うという意味において、社会的規範からの逸脱行動は文化的に

学習されるとするものである。

Becker (1963) によるラベリング理論 (labeling theory) においては、まず、逸脱の統制主体が、ある特定の行動を‘したこと’あるいは‘しなかったこと’を理由に、逸脱者に対してネガティブなラベルを付与する。そして、逸脱者と呼ばれた人が、付与されたラベルにしたがって自己形成を行い、さらなる逸脱行動へと動機付けられる可能性があることを示唆している。たとえば、学校において、学校側や周囲の生徒が校則違反の服装をした生徒に対して‘怠惰’あるいは‘不良’というラベルを付与することで、生徒は自分が疎外されていると感じ、学校や教師への反発をより強め、それが新たな逸脱行動の誘因となり、逸脱者として深化させてしまう場合である。このラベリング理論に対する批判が多いことも確かであるが、Becker (1963) の一連の研究が社会的規範からの逸脱行動の研究に新しい視座を提示したことは確かである。

逸脱行動は、我々の生活にとって脅威となる側面がある。それは、逸脱者の存在によって、集団凝集性の低下をもたらすなど、個人や集団の利益を損なう場合である。しかしながら、その一方で、逸脱行動者が集団に対して予期しない作用をもたらす側面があることもまた事実である。Merton (1949) の機能分析の枠組みによれば、社会的規範からの逸脱行動は潜在的機能としての順機能を有する側面がある。それは、逸脱者が存在していることで、自己の所属集団と逸脱者の集団との境界がより明確になるほか、集団の構成員の連帯を高めたり、社会的規範を顕在化させる場合にみることができる。

## 6. 命令的規範と記述的規範

これまで社会病理学や逸脱行動論における逸脱行動をみてきたが、社会心理学における社会的規範と逸脱行動に関する研究はどうであろうか。北折 (2007) によれば、社会的規範の一部である社会的責任規範に関する研究はあるが、社会的規範や逸脱行動に関する社会心理学的研究はまだ少ないようである。そうした中、比較的早くから社会的規範に着目しているいくつかの研究 (Cialdini, Reno, & Kallgren, 1990; Cialdini, Kallgren & Reno, 1991; Reno, Cialdini & Kallgren, 1993) が参考となる。そこでは、命令的規範 (injunctive norm) と記述的規範 (descriptive norm) の2側面から社会的規範について言及している。命令的規範とは、「公共物を大事に扱わないといけない」「制限速度を守らなければいけない」というような多数の人々によって社会的に望ましいと考えられている行動の規範である。もう一方の記述的規範とは、「公共物を大事に扱っている」「制限速度を遵守している」というように周囲の多数の人々が実際にとっている行動の規範である。

## 7. 社会的規範の‘ずれ’

しかしながら、時として、命令的規範と記述的規範の間には‘ずれ’が生じることがある。北折 (2007) が述べる制限速度の例を拡張すれば、たとえば、制限速度が60キロとされる道路

で、実際には80キロ前後で円滑に走行している場合があるとする。そこで仮に、流れを無視し頑なに制限速度を守って走行したとすると、後続の車から煽られたり急な追越をかけられるなど危険の誘因となることもありうる。したがって、この例においては、制限速度で走行すべき、法を遵守すべきという命令的規範からは逸脱しているが、多数派に同調し、周囲の流れに合わせて走行していることから記述的規範には適するという形になる。

## 8. 社会的規範と同調行動

多数派への同調もまた、規範的行動を促す要因の1つとして考えられる。Sherif (1936) は、暗室における小光点の自動運動現象を利用して、集団で小光点の移動距離の評定を求めたところ、試行を重ねていくごとに、自己の判断を他者の判断結果に一致させようとし、移動距離の評定の幅が収束する傾向があることを見出している。他方で、Asch (1951) は、標準線が示されたカードと長さの違う3本の線が示されたカードを呈示し、線の長さを判断させる実験を行っている。そこで、サクラの誤った回答に被験者が合わせようとして同調する傾向があることを報告している。これは、斉一性への圧力 (pressure to uniformity) が、被験者に対して集団規範への同調を促す影響があることを示唆している。一方、Deutsch & Gerard (1955) は、社会的影響を規範的影響 (normative influence) と情報的影響 (informative influence) の2側面からとらえている。前者は集団の構成員に受け入れられたいという欲求から、集団の期待にそう行動をとるという影響であり、後者は他者の判断や意見を自己の判断の参考にするという影響である。

## 9. 社会的規範の維持と促進

Axelrod (1986) は、規範を支えるメカニズムとして、メタ規範、支配力、内面化、抑止、社会的証明、メンバーシップ、法律、評判という8つの要因をあげている。

メタ規範は、たとえば、規範を支持しない人に対して制裁を加えることで規範を規範たらしめる働きをする。支配力は、政治的あるいは経済的な力の差や集団の占める人数の多さによる影響である。もちろん、集団の規模が大きければ、規範の促進と維持に関してより影響力をもつと考えられる。内面化は、規範を内面化することにより、規範を破れば利益を得ることのできる状況でも、内面化された規範に背くことの心理的ストレスの効果が大きいという状況がつくられることとなる。抑止は、1985年にニュージーランドが、核搭載可能な米国の駆逐艦のオークランドへの寄港を拒否した例をあげ、米国側が強硬姿勢をみせた裏には寄港の可否よりも‘核アレルギー’の拡散、つまりは、核に対する新しい規範を防ぐ狙いがあったとしている。これは、既存の規範を護持するために、新たな規範に対抗する手段としての抑止である。

社会的証明は、Cialdini (1988) によれば、多数の人々がとる行動が正しいことであると証明する働きをもち、それにより、周囲の人々の行動を自分の行動の際の手掛かりとして行動するという。メンバーシップは、まず同じ目的をもつ集団に自発的に入ることが重要であり、自

らの意思で集団に所属したことからも、集団の規範を遵守して行動するという。そこでは、メンバーシップを裏切れば集団から疎外されることが予測されるため、皆が期待に背かないよう他のメンバーと協調して行動することで規範は支えられる。

法律は、時として規範を受けて制度化されることで規範の支えとなり、法の尊重、強制力、明快さという利点から規範の維持につながるという。評判は、ある事柄においてマナーが定立しているにもかかわらず、守らなかったとすれば、周囲の人々からの評価が著しく低下する。したがって、他者からの評価懸念にもとづき、評判を落とさないように行動するという。Axelrod (1986) による、これらの8つの要因が、規範に対する維持や促進の働きをもつという指摘は社会的規範研究においても重要な視座を提供するものである。

## 10. 社会的規範と援助行動

社会的規範を支える要因は、援助行動の研究にもみられる。安藤・大坊・池田（1995）によれば、援助行動を成立させる要因には、社会的責任、互恵性、補償、贈与、衡平性などがあるという。それによると、社会的責任は、他者の援助要請に無条件に応じるという相互扶助の精神にもとづくとされる。互恵性は、自分が援助を受けた相手の要請を受け入れる返報性の影響を受けるとされる。補償は、自分が損害を与えてしまった場合に相手に償おうとする働きとされる。贈与は、相手に援助することそれ自体に価値があるという博愛主義にもとづくとされる。衡平性は、自分と他者の利益を能力や努力とはかりにかけて援助行動に動機付けられるとされる。すなわち、困っている人がいれば助けるべきであり、恩を受けた人に仇で返すべきではないといった社会的規範に影響を受けて援助行動が行われる側面があることを示している。

## 11. 規律・訓練型権力と規範的行動

規範的行動を促す要因は同調行動や援助行動のほかにもみられる。権力または環境との相互作用も、規範的な行動を促す場合があることから無視することはできない。たとえば、Foucault (1975) が分析している一望監視方式の監獄、いわゆるパノプティコンがそれである。この一望監視方式を採用した監獄は、円環型の建物に独房を配し、その内側に監視および管理の棟を設けている。監視棟からは円環型の独房のすべてを見渡すことができるが、囚人側からは窓の位置の工夫により看守が監視しているか否かの判別はできない仕組みである。それは、仮に監視する側の看守が居らずとも、囚人からすれば常に監視されていることを意識せざるを得ない状況に配置されていることを意味している。この監視する側の視線を内面化せざるを得ない規律・訓練型権力を生み出す装置もまた規範的行動を促すものとしてみることができる。

## 12. 社会的規範と社会的公正

我々はある行動に対して、その行動が社会的規範から大きく逸脱した行動であることを根拠として不公正という判断を下すことがある。たとえば、皆が電車待ちの列に並んでいるにもか

かわらず、平然と順番を無視する人をみると、不公正と感じるだろう。そうした場面に遭遇すると、多数の人々が守っている社会的規範を何故守れないのかとして、社会的規範からの逸脱行動に対して不公正と判断するに至るのである。この点をみれば、社会的不公正判断の際に、特定の文化的土壌において身体化された自己の信念、常識、マナーという社会的規範を参照していると考えられる。したがって、社会的規範研究と社会的公正研究の相互の発展には、人がいかなる社会的事象を逸脱行動とみなすのかという社会的規範からの逸脱行動に関する基礎的研究が必要となる。

### 13. 本研究の目的

そこで、本調査においては、人はいかなる社会的事象を社会的規範からの逸脱行動としてとらえているか、そして、社会的規範からの逸脱行動が一体いかなる内容から構成されているかを主題とする。そのため、社会的規範からの逸脱行動とされる項目を収集することが必要となる。したがって、まず、予備調査を実施し、社会的規範および社会的規範からの逸脱行動として評価されている社会的事象を様々な側面から収集する。そして、収集された社会的規範からの逸脱行動に対して、逸脱の程度を測定し、因子分析の手法を用いて整理および分類を試みる。

## 調 査

人は、いかなる事象を社会的規範からの逸脱行動とみなすのだろうか。まず、予備調査において、社会的規範からの逸脱行動と考えられる項目を8側面から収集することを目的とした。次に、社会的規範からの逸脱行動とされる項目に対して、社会的規範からの逸脱の程度を測定し、その内容について因子分析を利用し整理することを試みた。

## 方 法

**材料の作成:** 予備調査（大学生男子312名、女子252名の計564名）として、「尊重すべき規範」「守るべき規範」「大切にすべき規範」「絶対にしてはいけない行為」「望ましい行為」「尊敬すべき行為」「良い行為」「守るべき行為」という8つの側面から自由記述で回答を求めた。その予備調査において収集された社会的規範からの逸脱行動701項目を、調査の整理にあたった4名の合意のもとに45項目に集約した（Table 1）。そして、これらの社会的規範からの逸脱行動の項目を質問項目として用いた。

**材 料:** 社会的規範からの逸脱行動45項目が記述された質問紙を用いた。

**協力者:** 男子218名、女子218名の計436名を調査対象とした。

**手続き:** 調査協力者に対して、予備調査で収集した社会的規範からの逸脱行動45項目が記述された質問項目を呈示し、各項目に記述された事象あるいは行為が、どの程度してはいけないことかという、逸脱の程度について、「まったくそう思わない」から「ひじょうにそう思う」

Table 1 調査項目

番号	項目
1	人を殺すこと
2	違法な薬物を使用すること
3	列の順番を抜かすこと
4	場の空気を読まないこと
5	図書館で静かにしないこと
6	電車の中で大声で話すこと
7	携帯電話を使用禁止の場所で使うこと
8	眞面目に授業を受けないこと
9	嘘をつくこと
10	場所を考慮した服装をしないこと
11	断りもなく携帯電話を使うこと
12	適切なペットの飼い方をしないこと
13	物を大切に扱わないこと
14	妊婦の前で煙草を吸うこと
15	非があるのに謝らないこと
16	人の秘密をばらすこと
17	借りたものを返さないこと
18	親に心配をかけること
19	目上の人には敬語を使わないこと
20	あいさつをしないこと
21	人が気にしていることを言うこと
22	喫煙マナーを守らないこと
23	人を誹謗中傷すること
24	知ったかぶりをすること
25	責任転嫁をすること
26	カンニングをすること
27	不規則な生活をすること
28	提出物の期限を守らないこと
29	ギャンブルに夢中になること
30	親が子どもを縛りすぎること
31	子どもを虐待すること
32	無断で仕事を休むこと
33	セクハラをすること
34	問題を力で解決すること
35	時間を守らないこと
36	約束を守らないこと
37	強盗をすること
38	点字ブロックの上に障害物をおくこと
39	違法駐車をすること
40	脱税をすること
41	犯罪被害者の人権が守られないこと
42	動物を虐待すること
43	落書きをすること
44	いじめをすること
45	差別をすること

までの7段階で回答を求めた。

### 結果および考察

社会的規範からの逸脱行動の各項目の得点を、「まったくそう思わない」を0として、「ひじょうにそう思う」を6として数値化し、45項目の各項目の平均評定値および標準偏差を算出した(Table 2)。平均評定値を全体的に俯瞰すると、平均評定値が高い項目には、「子どもを虐待すること」、「人を殺すこと」、「いじめをすること」などの項目にみられるように、犯罪的行為であり、メディアを通じて報道されている事象が多いことが示唆された。こうした事象は、人の生存を脅かし人権をおとしめるものであり、安全や安心を損なうことからも逸脱の程度の評定が高いと考えられる。

一方、平均評定値が低い項目には、「断りもなく携帯電話を使うこと」、「真面目に授業を受けないこと」、「不規則な生活をすること」などの項目にみられるように、頻繁にみられる行動であり、その行動による被害も軽微である事象が多いことが示唆された。なお、標準偏差からは、各項目の評定にばらつきがあることが示された。

続けて、社会的規範からの逸脱行動の項目に対し、主因子法、プロマックス回転による因子分析を行った。その結果として、3因子が抽出された。プロマックス回転後の因子負荷量はTable 3に示すとおりである。

第1因子に負荷の高い項目は、「差別をすること」、「子どもを虐待すること」、「人を殺すこと」などの項目に象徴されるように、逸脱の度合いが大きく回復および修復が困難であり、人として絶対にしてはいけないという事態を表す項目から構成されている。したがって、この因子を非人道性として解釈した。

第2因子に負荷の高い項目は、「図書館で静かにしないこと」、「電車の中で大声で話すこと」、「列の順番を抜かすこと」などの項目に象徴されるように、公共の場所で他者に対する配慮に欠いた行動をとるという事態を表す項目から構成されている。したがって、この因子を反公共性として解釈した。

第3因子に負荷の高い項目は、「知ったかぶりをすること」、「ギャンブルに夢中になること」、「嘘をつくこと」などの項目に象徴されるように、自己の行いを省みずにいい加減な態度をとるという事態を表す項目から構成されている。したがって、この因子を非勤勉性として解釈した。

これらの3状況は、非人道性では犯罪的行為や修復の難しい行為がほとんどを占め、反公共性では他者への配慮を欠いた行為が含まれ、非勤勉性では個人の怠惰な行為が含まれるという特性の相違に規定されていると考えられる。

そこで、3状況をさらに詳しくみるために、各因子における平均評定値および標準偏差の平均値をTable 4およびFig. 1に示す。結果を各因子ごとに俯瞰すると、非人道性に関しては、逸脱の程度がもっとも高いと評価されている。これは、人権が軽視される事態や暴力的行為は、

Table 2 平均評定値と標準偏差（平均評定値の高い順）

順位	番号	項目	Mean	(SD)
1	31	子どもを虐待すること	5.64	(1.04)
2	37	強盗をすること	5.52	(1.03)
3	42	動物を虐待すること	5.50	(1.05)
4	1	人を殺すこと	5.39	(1.35)
5	33	セクハラをすること	5.34	(1.23)
6	2	違法な薬物を使用すること	5.28	(1.37)
7	44	いじめをすること	5.28	(1.22)
8	45	差別をすること	5.28	(1.24)
9	14	妊婦の前で煙草を吸うこと	5.27	(1.15)
10	23	人を誹謗中傷すること	5.09	(1.22)
11	36	約束を守らないこと	5.09	(1.14)
12	38	点字ブロックの上に障害物をおくこと	5.09	(1.17)
13	32	無断で仕事を休むこと	5.09	(1.25)
14	15	非があるのに謝らないこと	5.03	(1.21)
15	40	脱税をすること	4.98	(1.37)
16	22	喫煙マナーを守らないこと	4.95	(1.29)
17	41	犯罪被害者の人権が守られないこと	4.94	(1.48)
18	16	人の秘密をばらすこと	4.92	(1.24)
19	17	借りたものを返さないこと	4.91	(1.22)
20	21	人が気にしていることを言うこと	4.81	(1.22)
21	12	適切なペットの飼い方をしないこと	4.80	(1.30)
22	35	時間を守らないこと	4.76	(1.25)
23	34	問題を力で解決すること	4.75	(1.45)
24	3	列の順番を抜かすこと	4.75	(1.31)
25	5	図書館で静かにしないこと	4.64	(1.27)
26	6	電車の中で大声で話すこと	4.61	(1.34)
27	20	あいさつをしないこと	4.59	(1.36)
28	25	責任転嫁をすること	4.55	(1.32)
29	19	目上の人に対する敬語を使わないこと	4.51	(1.42)
30	4	場の空気を読まないこと	4.50	(1.42)
31	30	親が子どもを縛りすぎること	4.43	(1.47)
32	39	違法駐車をすること	4.40	(1.47)
33	13	物を大切に扱わないこと	4.36	(1.31)
34	18	親に心配をかけること	4.36	(1.45)
35	7	携帯電話を使用禁止の場所で使うこと	4.34	(1.32)
36	26	カンニングをすること	4.15	(1.64)
37	43	落書きをすること	4.02	(1.53)
38	28	提出物の期限を守らないこと	3.99	(1.50)
39	11	断りもなく携帯電話を使うこと	3.87	(1.55)
40	29	ギャンブルに夢中になること	3.81	(1.92)
41	10	場所を考慮した服装をしないこと	3.77	(1.54)
42	8	真面目に授業を受けないこと	3.66	(1.47)
43	9	嘘をつくこと	3.66	(1.65)
44	24	知ったかぶりをすること	3.31	(1.58)
45	27	不規則な生活をすること	2.70	(1.66)

Table 3 因子分析の結果

因子名	番号	項目	I	II	III
非人道性	45	差別をすること	.906	-.205	.097
	37	強盗をすること	.866	-.018	-.072
	42	動物を虐待すること	.861	.082	-.132
	31	子どもを虐待すること	.854	.150	-.226
	44	いじめをすること	.832	-.116	.122
	33	セクハラをすること	.758	-.018	.004
	1	人を殺すこと	.698	-.015	-.044
	41	犯罪被害者の人権が守られないこと	.603	-.115	.188
	2	違法な薬物を使用すること	.597	.164	-.015
	40	脱税をすること	.525	-.023	.269
	23	人を誹謗中傷すること	.508	.408	-.082
	34	問題を力で解決すること	.490	-.037	.295
	38	点字ブロックの上に障害物をおくこと	.382	.266	.118
	36	約束を守らないこと	.372	.328	.114
反公共性	30	親が子どもを縛りすぎること	.338	-.020	.267
	32	無断で仕事を休むこと	.320	.292	.144
	5	図書館で静かにしないこと	-.128	.785	-.006
	6	電車の中で大声で話すこと	-.091	.727	.048
	14	妊娠の前で煙草を吸うこと	.223	.689	-.263
	22	喫煙マナーを守らないこと	.111	.666	-.050
	15	非があるのに謝らないこと	.173	.655	-.110
	7	携帯電話を使用禁止の場所で使うこと	-.118	.637	.092
	3	列の順番を抜かすこと	.068	.622	-.066
	4	場の空気を読まないこと	.028	.580	.051
	12	適切なペットの飼い方をしないこと	.108	.551	-.023
	20	あいさつをしないこと	.095	.530	.155
	17	借りたものを返さないこと	.265	.516	.047
	11	断りもなく携帯電話を使うこと	-.177	.514	.283
	13	物を大切に扱わないこと	-.052	.514	.251
非勤勉性	25	責任転嫁をすること	.026	.508	.219
	16	人の秘密をばらすこと	.249	.496	-.009
	21	人が気にしていることを言うこと	.265	.480	.030
	10	場所を考慮した服装をしないこと	-.227	.464	.400
	19	目上の人に敬語を使わないこと	.021	.460	.228
	18	親に心配をかけること	.075	.375	.291
	35	時間を守らないこと	.247	.316	.235
	27	不規則な生活をすること	-.013	-.224	.944
	24	知ったかぶりをすること	-.103	.112	.669
	28	提出物の期限を守らないこと	-.051	.186	.594
	26	カンニングをすること	.193	-.019	.571
	29	ギャンブルに夢中になること	.155	-.082	.558
	43	落書きをすること	.119	.127	.511
	9	嘘をつくこと	.109	-.021	.510
	8	真面目に授業を受けないこと	-.238	.408	.507
	39	違法駐車をすること	.204	.083	.483
I		非人道性			
II		反公共性	.673		
III		非勤勉性	.489	.663	

Table 4 各因子における平均評定値と標準偏差

番号	因子	Mean	(SD)
I	非人道性	5.17	(1.25)
II	反公共性	4.62	(1.33)
III	非勤勉性	3.74	(1.60)

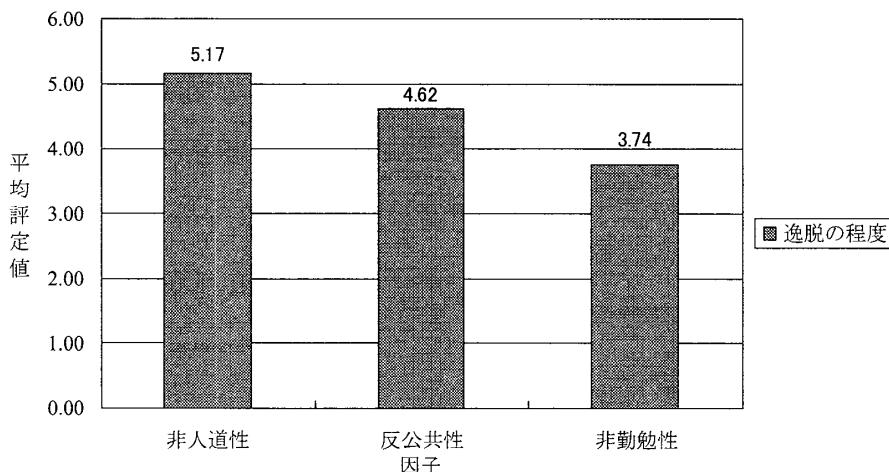


Fig. 1 各因子における平均評定値

社会的規範からの逸脱行動の中でもきわめて強く逸脱とされていることを示唆している。反公共性に関しては、逸脱の程度が中程度と評価されている。これは、公共の場所において配慮を欠いた行為や自分勝手に振舞うことは、社会的規範からの逸脱行動の中でも非人道性について逸脱とされていることを示唆している。非勤勉性に関しては、逸脱の程度がそれほど高く評価されなかった。これは、非勤勉性に該当する項目は、他の状況の項目と比べて標準偏差が大きいことから、個人差の要因が顕著にみられる状況と考えられる。さらに、調査協力者が学生であることからも、「不規則な生活をすること」や「提出物の期限を守らないこと」の項目は、自分自身が日々夜更かしをしたり、期限に遅れてしまったという経験をもつ人も少なくないことが指摘できる。そのため、他の項目より逸脱の程度が低くなったことも理解できる。

さて、今述べた非勤勉性の内容を参考にすれば、状況によっては自己に都合のよい規範が適用されることもありうる。それは、たとえば、自分が駐車違反は他人に迷惑をかけるため良くないことと考えていたとしても、自分が駐車禁止区域に車を駐車した時には、「皆が駐車しているからよい」「数分位ならば問題ない」とし、社会的規範に反する自己の行いを正当化することもあるだろう。そこで、逸脱行動を正当化する過程や自己がいかなる社会的規範に注目しているかを考慮する必要が生じる。

Cialdini et al. (1990) や Cialdini et al. (1991) では、規範的行為の注目理論 (focus

theory of normative conduct) として特定の規範に対する注目の効果の検討がなされている。その規範的行為の注目理論に依拠した高木・村田（2005）では、迷惑行為を行っている側とそれを認知している側が、いかなる社会的規範に注目しているかによって迷惑認知の程度が異なる場合があることを見出している。これらの研究からも、自分を含めた多数の人々が‘してはいけないこと’として規範的に行動していたとしても、社会的規範への注目の方向性によっては、社会的規範からの逸脱行動として認知されない場合があることを十分に吟味する必要がある。そのため、自己の都合にそった社会的規範を状況に応じて適用するような過程についても検討する必要がある。

以上、本研究においては、社会的規範からの逸脱行動が、非人道性、反公共性、非勤勉性の3つの状況の相違から構成されていることが見出された。これは、社会的規範からの逸脱行動の3つの状況の相違において、逸脱の程度が顕著に異なることを示唆するものであった。しかしながら、本研究の成果は、社会的規範からの逸脱行動を様々な観点から広範に収集し、整理および分析することにより、社会的規範と逸脱行動の特性を見出すという基礎的研究という位置付けにとどまっている。したがって、今後は、人がいかなる社会的規範へ注目しているかという視点を考慮し、さらに詳細な分析するために実験的パラダイムを視野に入れた研究へ拡張することが必要とされる。

【付記】本研究は第1著者が関西大学大学院総合情報学研究科に2007年に提出した修士論文の一部を大幅に加筆修正したものである。また、本研究の一部は日本心理学会第71回大会において発表された。なお、本研究の一部は関西大学経済・政治研究所の助成を受けた。

## 引用文献

- 安藤清志・大坊郁夫・池田謙一（1995）。社会心理学 岩波書店
- Asch, S. E. (1951). Effects of group pressure upon the modification and distortion of judgment. In H. Guetzkow (Ed.), Groups, leadership and men. Carnegie Press.
- 鮎川潤（編）（2006）。新訂 逸脱行動論 放送大学教育振興会
- Axelrod, R. (1986). An evolutionary approach to norms, *American Political Science Review*, 80, 4, 1095-1111.
- Becker, H. S. (1963). Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance, New York: The Free Press. (村上直之訳（1978）。アウトサイダーズ ラベリング理論とは何か 新泉社)
- Cialdini, R. B. (1988). Influence: Science and Practice (2nd ed.), Glenview, IL: Scott, Foresman and Company. (社会行動研究会訳（1991）。影響力の武器 誠信書房)
- Cialdini, R. B., Reno, R. R., & Kallgren, C. A. (1990). A focus theory of normative conduct: Recycling the concept of norms to reduce littering in public places. *Journal of Personality and Social Psychology*, 58, 1015-1026.
- Cialdini, R. B., Kallgren, C. A., & Reno, R. R. (1991). A focus theory of normative conduct: A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. In M. P. Zanna (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, 24, 201-234, New York: Academic Press.

- Deutch, N., & Gerard, H. B. (1955). A study of normative and informational social influence upon individual judgment. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 51, 629-636.
- Durkheim, É. (1895). Les Règles de la méthode sociologique. (宮島喬訳 (1978). 社会学的方法の基準 岩波文庫)
- Foucault, M. (1975). *Surveiller et Punir—Naissance de la Prison*, Gallimard. (田村倣訳 (1977). 監獄の誕生—監視と处罚 新潮社)
- Goffman, E. (1963). *Behavior in public places: Notes on the social organization of gatherings*. The freepress. (丸木恵祐・本名信行訳 (1980). 集まりの構造 新しい日常行動論を求めて 誠信書房)
- Hirshi, T. (1969). *Causes of Delinquency*, Berkeley: Univ.of California Press.
- 石井徹 (2005). 常識の規範的影響について 社会心理学研究, 20, 224-252.
- 川島武宜 (1967). 日本人の法意識 岩波新書
- 北折充隆 (2007). 社会規範からの逸脱行動に関する心理学的研究 風間書房
- Merton, R. K. (1949). *Social theory and social structure*. (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎共訳 (1961). 社会理論と社会構造 みすず書房)
- 大村英昭・宝月誠 (1979). 逸脱の社会学 烙印の構造とアノミー 新曜社
- Reno, R. R., Cialdini, R. B., & Kallgren, C. A. (1993). The transsituational influence of social norms. *Journal of Personality and Social Psychology*, 64, 104-112.
- Sherif, M. (1935). A study of some social factors in perception. *Archives of Psychology*, 187.
- Shoham, S. G. (1976). *Social Deviance*, New York: Gardner Press. (藤田弘人訳 (1990). 逸脱の世界 文化書房博文社)
- 高木彩・村田光二 (2005). 注目する規範の相違による社会的迷惑 社会心理学研究, 20, 216-223.
- 徳岡秀雄 (1997). 社会病理を考える 世界思想社
- Weber, M. (1922). *Soziologische Grundbegriffe, Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen, J.C.B. Mohr. (清水幾太郎訳 (1972). 社会学の根本概念 岩波文庫)